

# MiNT

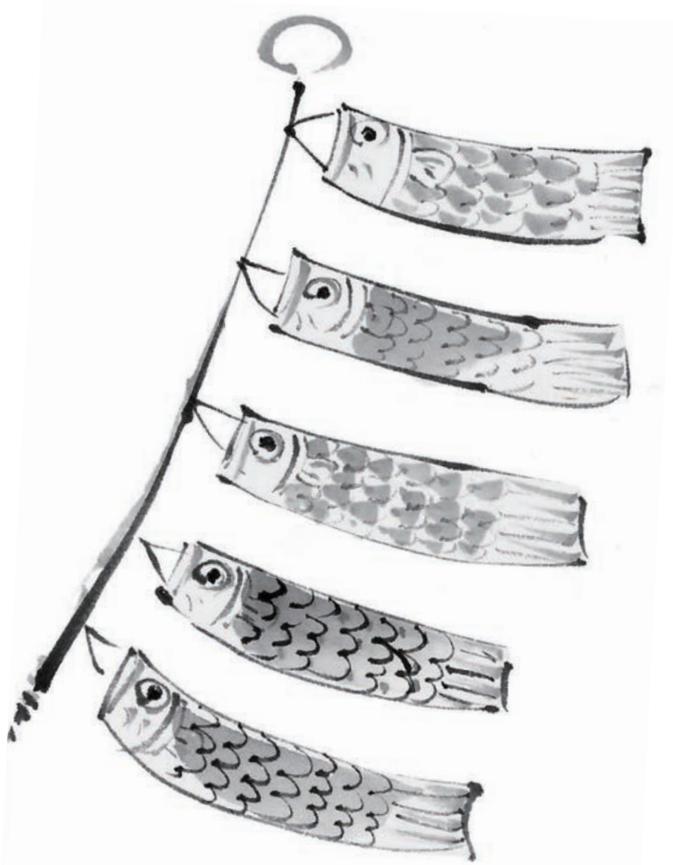
ミント

2017年4月16日発行

# Vol.8



みんなで決めよう「原発」国民投票 会報誌



原発避難が無ければ、  
「原発」国民投票運動も始まらなかつた。  
避難者のことばに、耳を傾けましょう。

人生に変化があるときは、大変なものです。仕事が変わる、住む場所が変わる、一緒に暮らす人が変わる、健康に不安が出てくる。ましてやそれが一遍に、そして強いられて発生した場合の苦労はいかほどか。原発事故で一度住まいを追われ、その上政治によってまた追われていく……。

原発避難者が直面しているのは、個別具体的な一つ一つの厳しい現実です。しかし、それが私たちに投げかけている問いには、いくつもの普遍的な事柄が含まれていると思います。主権者である私たちが望む社会とは何なのか？ 政治とは何なのか？ それをどのように実現できるのか？

答えを見つけるのは、簡単ではありません。原発避難者のことばに、耳を傾けていきたいと思えます。

(運営委員長 鹿野隆行)



# ミニント

## 第8号 目次

### 特集 原発事故から6年 自主避難者の今

インタビュー

瀬戸大作氏（避難の協同センター事務局長）

3

### 避難者の声を聞く会 開催

@ 東京（10月22日）／@ 藤沢・茅ヶ崎（1月28日）

7

### シンポジウム@東京（12月17日）

「原発再稼働とデモクラシー―熟議の必要性」

8

### 拡大運営委員会―@東京（10月22日）

10

### 各地からの活動状況レポート

11

### 関西イベント（連続講座）告知・編集後記

12

この会報は、みんなで決めよう「原発」国民投票に会員登録してくださった方にお送りしています。年会費未納の方はお早めに・

# 原発事故から6年 自主避難者の今

## 住宅無償提供打ち切りを迎えて



あちこちに除染廃棄物が入ったフレコンバックが積まれたままの故郷  
(福島県飯館村、2017年4月撮影)



インタビュー  
瀬戸 大作氏

(避難の協同センター事務局長)

震災後、被災地のコミュニティ支援等にとりくみながら、各地に避難した方たちの声に耳を傾け続ける。孤立化を深める避難者の現状に危機感をもち2016年7月、「避難の協同センター」を設立。

東日本大震災から6年がたったこの春、飯館村、浪江町、富岡町などは相次いで避難指示解除の時を迎えた。

帰還が声高に叫ばれる中、福島第1原発事故後に避難指示区域外から自主避難し、未だ高い線量の中で子育てをするのは不安、故郷では生活再建が困難、など様々な理由で避難を続ける約1万2000世帯(約3万2000人)に対し、福島県が行ってきた避難先での住宅無償提供は3月末日をもって打ち切られた。

彼らは今、どのような困難に直面し、どのような支援が問われているのか。彼らの困難が原発再稼働に向けた判断にどのように活かされるべきか。原発存続の是非は国民投票に問うべし、と訴えてきた当会員の皆様にお伝えする。

(神奈川賛同人会…鳥海幸恵)

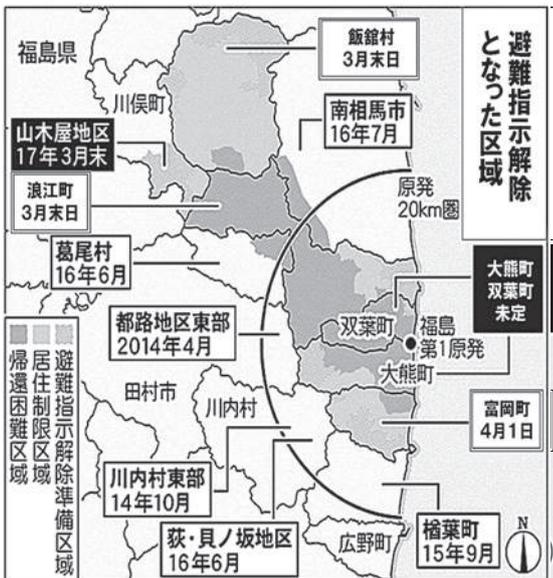
### 原子力災害に対応する 立法の怠慢が生んだ避難者の困難

——下村雅弘復興担当大臣の「避難指示が解除された地域住民の避難は自己責任」発言が大変な問題になりました。避難者の方々や瀬戸さんから支援団体の皆さんの懸命な抗議もあって発言は撤回、区域外避難の方々の支援には今後も国が責任をもつ、という子ども被災者支援法の枠組みは確認されたと考えていいですか。

もともとの支援法の枠組みがそうだから当然なのだけれど、そもそも子ども被災者支援法は理念法であって、具体策は書きこまれていない。災害救助法に依拠したまま、原発災害における支援の法的枠組み

を構築しないまま、6年間できてしまったことが最大の問題。住宅支援だけでなく健康・医療面の支援においても、原子力災害に対応する立法を怠ってきた、その限界がますます顕わになってきている。

「一般住民の放射線被ばく線量限度は年間1mSvをどうするかという問題もあいまいなままで、20mSv以下は安全で避難の必要がない、という暫定基準のまま避難指示を解除している。チェルノブイリ事故では、事故から5年後には周辺各国でチェルノブイリ区域管理法・被災者支援法が制定されて、年間被ばく量1mSv以上の地域は「避難の権利ゾーン」、5mSv以上の地域を「避難の義務ゾーン」として、国の責任で避難の権利を認めたり、強制的移住政策をとったりした。この経験が、福島原発事故では全く活かされなかった。『区域外避難』という事態の発生はそこに原因がある。



例えばこの春に避難指示解除になった川俣町と飯館村の境あたりは、モニタリングポストでも毎時0.8μSvが出る(※編集者注)。土壌なら当然もっと高くなる。そんな場所にはやっぱり住めない。子どもを連れて帰る判断なんて当然できないわけだ。

——3月末の福島県による住宅無償提供打ち切りによって、区域外避難の方たちへの住宅支援は避難先自治体の自主支援に任されることになったわけですが、区域外避難の方たちは具体的にはどのような困難に直面しているのでしょうか。

まず一番大きいのはやはり、家賃が払えないという経済的問題。そもそも日本の居住政策は、住まいの確保は基本的人権として保障するという考え方もともと欠けている問題が背景にあって、法律で保証された公的住宅支援は、生活保護制度と生活困窮者自立支援法による居住確保給付金制度しかない。これは、避難者が明らかに貧困状態、生活困窮状態に陥っていないければ使えない制度しかない、ということを意味する。被災者支援が一気に生活困窮者支援に移行していつてしまう——このことの怖さを、よくわかってほしい。

## コーディネート力が問われる 広域避難者支援

——瀬戸さんは避難先での居住に困っている方が行政窓口を訪ねるときの同行支援を続けていられています。仮に支援者の同行がなければどういう事態が起きるのですか。

避難者の方々はふつう、そんなに制度について詳しく知らない。自分がおかれた状態であればどういう支



解体もされないままの家屋(南相馬市小高区、2017年4月)

援が受けられるのか、分かるはずがない。単独で避難者が行政窓口に行くと「住むところに困っているんです」と言った時、窓口の人は生活困窮者の制度を念頭において対応するから「あなた車、持っていますね、福島には土地がありますね、ならば保護はできません」というようにまず断られる。生活保護法でいうと、車や不動産があれば保護は受けられない。

自分らは被災者特例法その他の制度の弾力的運用に関する法律知識を持っているから、具体的な解決方法を探ることができる。例えば「この人は確かに車も福島に家もあるけれど、福島には介護が必要な老親がいるわけで、避難先での生活には支援が必要。弾力的運用が活用できないか」と交渉していくことができ

あるいは福島県の県外避難者に対する今後の居住支援(29年度3万円、30年度2万円)には21万4000円以下という所得制限がある。それに

## TOPICS 1

### 災害救助法による住宅支援

災害救助法が適用された地域では、自治体により応急仮設住宅の供与が行われる(第4条)。東日本大震災では適用地域を越えて広域の避難が行われたため、弾力的運用により適用地域以外でも適用することとなり、自治体が建設した住宅の他、公営住宅への入居や民間住居の借り上げによる住宅供給が行われてきた。

同法による救助は都道府県によって行われる(第2条)。そのため経費は避難先自治体の負担となるが、100万円を越える場合には一定の国庫負担が行われることが定められている。

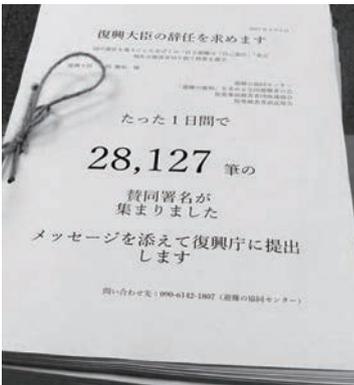
これまで福島県は国費を主な財源として区域外避難の県民に対し家賃の全額負担を行ってきた。

該当するかどうか、という問題で東京や神奈川で支援事例があった。夫が福島にいて母子避難をしている状態で、だから世帯収入としては所得制限を越えていて支援を受けられない、ということだった。でもよく聞いてみると、実際には家庭内で夫からハラスメントを受けていて離婚調停中の状態だということが分かった。東京のウイメンズプラザにある相談記録をとつてきて、その方が置かれている状況を避難先の行政窓口で仲介役になって説明して、弾力的運用を相談して手続きをとった。そうすれば支援対象になるわけだけれど、どうやったら手続きが通るかということ、避難者には知ることができない。制度的に原発事故避難者の支援が整備されていないから、現状では僕みたいな民間の支援が避難者の状況を個別に聞き



▲避難者・支援団体による共同記者会見  
(4月7日、参院議員会館)

▼「避難継続の判断は自己責任」との今村大臣の発言にわずか1日で3万筆近い署名が集まった。



とつて、入口の相談から出口の相談まで支えていく必要がある。

行政からみても、きちんと支援団体が入っていると対応しやすい。当事者はすでに傷ついて過敏になっているから、1対1では困窮状態を言いつばなしで終わってしまつてなかなか交渉になりにくい。支援が間に入って冷静に聞いて、この事例の管轄は福島県ではなくて関東財務局だろうな、とか判断していく。

あるいは例えば、公務員住宅など遊休公共施設の活用について、子育て広場みたいな他の事業では使っているのにどうして避難者支援にはつかえないんだろ

う、と角度を変えて話を提案してみる。住宅支援制度だけ考えているとどうにも使える制度がないけれど、求職活動中ならハローワークに報告すれば3カ月は家賃補助が受けられる、とか切り口を替えて使える制度を考えてつないでいく。

今までなんとか生きてきて、ここに来て公的家賃補助が切られた人たちに対して、第三者が入って個別的な相談になげられれば、行政にもできることが出てきて当面の困難には対応できる。でもそもそも、民間の支援が必要なのは原子力災害における避難者支援の制度がないままだから、という問題に帰っていく。

TOPICS 3

前橋地裁判決について

Website 参考資料をもとに作成

前橋地裁は3月17日、群馬県などに避難した住民137人が国と東電に損害賠償を求めた訴訟において「東電は巨大津波を予見しており、事故は防げなければならない措置を行わなかったことは特別な非難に値する」「国は結果回避のための措置を講じるよう命令する規制権限があったが行使しなかった。著しく合理性を欠き違法」との判断を明確にし、62人への賠償を命じる判決を下した。

賠償命令の根拠として判決が特定した『侵害された利益』は「放射線被ばくへの恐怖不安に晒されな

TOPICS 2

原発事故子供・被災者支援法について

原発事故により放射性物質が広範囲かつ継続的に拡散された。その健康被害については様々な知見があり一致した見解が得られていないため、特に子どもへの健康について多大な不安が生じ、広域避難により多くの人々に生活上の負担が強いられている。この事態に対し震災後1年が経過した2012年6月に同法が成立した。

当面は行政交渉と困窮者支援の両面からやっていくしかない。これは本来のたたかい方としていいのかわいのか、という問題があるけれど、とりあえず今は彼らが生きるために、やるしかないと思っている。

## 「区域外避難」が示す 原子力災害の本質

——当会は、原発の再稼働あるいは今後長期的な原発存続の可否について国民投票の手続きを経るべきだと考えており、そのために有権者が学び考える機会を創りだそうと活動してきました。区域外避難者の方々が直面している現状から、未来を考える有権者は何を学びとるべきだとお考えになりますか。

原子力災害における広域避難というこれまで経験したことのない事態が生じたわけだけれど、例えば今村大臣の発言ではつきりしたことは、一般的な天災の復興と原子力災害の復興のちがいで何の言及もしなかった。おそらくそういう認識もされていない。避難の判断を『自己責任』としたことが問題の一番の根本にあるわけだけれど、復興庁は放射能災害であるという認識を全く持っていない。だからこの段階で公的支援を打ち切るといふ判断もできてしまう。すでに福島県で甲状腺がんの子供たちが180人を越えたと報じられていることから明らかによろしく、健康被害についてどうみるのか、ということが最大の問題としてある。なのに、大臣の発言では健康被害の問題と住宅問題、避難解除の問題が全く繋がって論じられなかった。どうして生活困窮の中にありながらも8割のお母さんたちが帰らないという選択をするのか、という根本の問題なのに。

彼らを見ていて僕は、本当にえらいな、と思う。生活は大変、だけど健康被害は続いている、だから帰らない、帰れない、という判断をきちんとしている。内堀（雅雄）福島県知事も菅野（典雄飯）館村村長も、身内は避難させていて帰していない。それを見たってわかるように、避難の合理性ということがしつかりある。それをどうして「帰ってきなさい」などと言えるのか。

子ども被災者支援法では、「子どもの健康被害を未然に防止する観点から放射線量の低減及び健康管理に万全を期することを含め、子ども及び妊婦に対して特別の配慮がなされなければならない」と書かれていて、それは国の責任でやると基本理念で書いている。しかし年間被ばく線量が1mSv近くに下がるまでは国の責任において支援を続ける、とは書けなかった。そういう中でこの区域外避難の問題が生じている、ということを理解してほしい。少なくとも今は、避難している子どもたちがちゃんと成長するまでは、この支援を続けていくしかないと思っている。

※年間1mSv以下の被ばく線量となるためには、毎時0.23マイクロシーベルト(μSv)が基準となる。それ以上を目安に放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定や除染実施計画を策定することとなっている(環境省資料より)。

## 終わりに

瀬戸さんには連日の個別相談活動、行政交渉、アピール行動、声明発表等々目まぐるしく追われる日程の中で取材協力を頂きました。心より感謝申し上げます。

参照：避難の協同センター Website

<http://hinan-kyodo.org/>

## TOPICS 4

い利益」「居住移転の自由及び職業選択の自由」などを含む「自己実現に向けた自己決定権を中核とする人格権としての平穩生活権」である。原告団には避難指示区域外からの自主避難者61人を含んでおり、うち43人に賠償が認められた。司法判断も区域外避難者の避難の権利と国・東電の責任を認めている事実は重要だ。

福島県による住宅無償提供打ち切り後の自治体による独自支援

■独自支援あり(24自治体、約3600世帯)  
北海道、青森、秋田、山形、埼玉、東京、神奈川、新潟、福井、山梨、長野、岐阜、愛知、滋賀、京都、大阪、奈良、鳥取、島根、広島、香川、愛媛、福岡、沖縄

■独自支援見送り(19自治体、約1200世帯)  
■検討中(3県)

(読売新聞社調査、1月4日報道記事より作成)

鳥取県の県営住宅提供延長、山形県の民間借り上げ1年延長や県公舎50戸2年間の無償提供など、現在の無償提供延長を行う自治体(北海道京都府伊勢市、鳥取県等)もある一方で、東京都の都営住宅優先枠、神奈川県の家賃補助月1万円(低所得世帯のみ)など、居住費の捻出が即座に困難となることが予測される支援策も多い。

# 福島原発事故 自主避難者住宅支援打ち切りを前に 避難者の声を聞く会 開催



東京(神保町)



神奈川(茅ヶ崎)



昨年10月22日、午前中に開催された当会年次拡大運営委員会に引き続き、神保町の同会場で「福島第一原発原発避難を考える」を開催しました。

原発をめぐるテーマは、電力の供給安定性やコストなど多岐にわたります。しかし、福島第一原発の事故に伴う広域にわたる原発避難がなければ、私たちの会が生まれることもなかったでしょう。それにも関わらず、当会はこれまで原発避難の問題に正面から取り組んだことがありませんでした。

福島県いわき市から家族で首都圏に避難している当事者・Kさんのお話は、非常に切実なものでした。活字を読むのではなく、生の人間を目の前にして、顔を見て、声を感じることが特別な意味を持つことがあります。いわゆる「自主避難者」と呼ばれている人たちが、決して「自主」的に避難してきたわけではないことを、腹の底から理解することができました。また支援に取り組む瀬戸大作さん(避難の協同センター事務局長)からは、住宅支援打ち切り

の経緯や避難者からの相談事例などを伺い理解を深めることができました。

このイベントをきっかけにして、多くの人がこの問題を知ってもらいたいと、二つの企画が実施されました。一つは、当会の神奈川賛同人会が湘南地域で開催したものです(下記、横岸澤報告)。もう一つは、当会副運営委員長の石崎が企画して、会内外から有志を募り横浜で開催した「住宅提供を打ち切らないで！」原発事故自主避難者のお話を聴く会」です。会としても、また個人としても、この問題に引き続き取り組んでいきたいと考えています。

(鹿野隆行)



1月28日、神奈川賛同人会は湘南地域2会場(藤沢、茅ヶ崎)で「福島原発事故・避難者の声を聴く会」を開催

催、計50名の方にご参加いただきました。原発事故さえなかったらごく普通に暮らしていた多くのご家族が現在、避難先での差別や行政支援打ち切りによる追い出しの流れの中で日々の生活を送っています。住宅補償支援打ち切り(3月末日)が迫

る中、福島第一原発から約40kmにご自宅があり、2011年3月から関東に避難中の2児の母、Kさんをお迎えしてお話を伺いました。

参加者の方々からは「佐賀県出身ですが、玄海原発再稼働が目前となっております。諦めざるを失いたくないと思います。諦めないで再稼働反対の声を出し続けます。勇気を持って伝えて下さりありがとうございます。ありがとうございました」紹介されたお子さんのメッセージ「僕たちが政治を動かせる日が来るまで大人が守ってください」が印象に残り、自分には何が出来るのか考えさせられました。「同じ2児の母として、避難先でのいじめの話などには身を切られる思いがしました」「原発事故被害はうすすら分かってはいたつもりだが、個々の避難者の抱える問題については知らなかった」「国が形だけ避難者をなくそうとしていることについて、リアルな事実を知ることができた」など、ここに紹介しきれないたくさん感想が寄せられました。当日頂いたカンパ(10000円)は、ご自身が大変な状況にありながらも避難者救援活動に奔走されているKさんへ全額寄付させて頂きました。

(横岸澤美行)

12.17  
シンポジウム  
(東京)

# 「原発再稼働とデモクラシー——熟議の必要性」 民意とは何か、原発と市民の熟議を考える

昨年12月17日午後、神保町の東京堂ホールで当会のシンポジウム「原発再稼働とデモクラシー——熟議の必要性」が開催され、多数の来場があった。鹿野運営委員長

の挨拶に続き、コーディネーターの杉田敦氏(当会顧問、政治学者)からは、「6割の人が原発をなくす方向で考えているにも関わらず、それを無視して再稼働が既成事実化されている。選挙で争点になりにくい原発について、私たちは直接投票を目指しているが、さまざまな回路を含め、民意の表明について議論を深めたい」との趣旨説明があった。

## 報告1 「熟議」をひらくために

尾内隆之氏(流通経済大学准教授、政治学)

原発の問題には科学技術が関わることから、これまで市民の意見は締め出されており、3・11後は専門家への不信感も高まった。だが、原発については科学や科学者にも答えられない問題がある。原発の安全性や事故については実験ができず理論で説明するしかないこと、事故の確率はシミュレーションで出せるがそれを安全とみるかについては価値判断が入らざるを得ないこと、専門家の意見にも対立があること

など、高度で複雑な科学ほど不定性(定まらなさ)を抱えている。また高等教育の普及により、専門的な見方は職業専門家だけが持つわけではなくなっている。

「熟議(deliberation)」は、内面での「熟考・熟慮」と他者との「議論・審議」という二つの意味を持っており、選挙の政治とは別の民主主義のあり方として注目されたものである。民主党政権

当時には、意見聴取会、パブコメなど「国民的議論をしっかりと行う」との方向性も見られ、熟議民主主義を具体的に制度化した討論型世論調査が実施された。討論を挟んで3回のアンケート結果では、「原発ゼロ」支持に少しずつの増加が見られたが、各回の回答の中身を見ると回答した人は複雑に入れ替わっていて、「議論することで人びとの意見が変わる」ことを示している。熟議民主主義の制度のポイントは、話し合うことで意見が変化することを前提に「しっかりと議論しましょう」と考えるところにある。他方で尾内氏は「日常生活の中にも熟議はあり、どこか特定の仕組みにそれを背負わせる必要はない」との考えを持っている。報告では、原発問題は意見対立の長さや根の深さがあり、利害を相対化して熟議

を行うことが難しいこと、熟議も住民投票も制度設計(誰がどうデザインするか)によつて大きく左右されること、また、熟議を政策決定とどうつなげるか、直接投票と熟議のバランスなどの課題も提起された。

コメント 宮台真司氏(当会顧問、社会学者)

アメリカのトランプ大統領の当選は、野放図なグローバルバリエーションが共同体を破壊し暴走を起こすこと、世界各国でのリベラル敗北の理由は「正しいけれどつまらない」こと、日本の政治は対米従属路線で席次争いをして霞が関に依存していることを、浮き彫りにした。ルソーは、お互いを想像し、気かけられる民主主義の規模の上限を2万人としたが、大規模定住社会では共同性が失われ、自己中心的な決定がされるようになる。だから熟議である。

映画「プロミスト・ランド」のように、他者の貧困を放置すれば共同体の分断は深まり、シェールガス田や原発の誘致など巨大システムに依存しないと生きていけない道が敷かれてしまう。ルソーの民主主義の条件は、決定を自分事として感じられることにあるが、原発問題でも霞が関では席



次争いがすべてで、市民社会の批判が存在しない。日本のパブリックは所属集団への滅私奉公だが、宮台氏の言うパブリックとは所属集団でも非所属集団でもない包括的な集団のルールであり、自分の共同体のこゝとだけではなく、市民社会という全体的な包括性にコミットできることが必要である。それが私たちにできないのはなぜなのか。後半に向けて問いが残された。

報告2.. 原発再稼働と「地元同意」なるものゝ川内原発を事例としてゝ

水藤周三氏（高木仁三郎市民科学基金事務局、原子力市民委員会事務局）

川内原発の30キロ圏内には九つの自治体が集中審査を決め、2014年に規制委員会が集中審査を決め、2015年に規制基準下で初めて一号機が再稼働した。この時期の各種世論調査では、概ね50%の反対と30%台の賛成が見られ、「再稼働を決める上でどこまでの同意が必要か」（NHK）については、「30キロ圏内に入るすべての自治体」との回答が最も多かった。だが、電力会社と自治体の安全協定では、薩摩川内市と鹿児島県は「事前協議」、その他の自治体は「事前説明」であった。30キロ圏内に全域が入るいちき串木野市では住民過半数の反対署名が1か月で集まったが、鹿児島県前知事は「立地自治体以外への責任はない」との立場を繰り返した。

同意のプロセスを見ても、鹿児島県は公聴会ではなく5回の説明会を開催。初回は

薩摩川内市民、残り4回は鹿児島県民に限定され、住民の関心の高い避難計画や再稼働に関する質疑は対象外だった。これに対し、市民主催で地震・火山・避難計画の双方の専門家を呼ぶ公開討論会が行われたが、電力会社、鹿児島県からの出席者はなかった。「同意がいかになされたか」については、薩摩川内市議会では再稼働反対の10件の陳情を否決。再稼働を求める陳情1件を採択。鹿児島県議会原子力対策特別委員会でも、反対や地元同意の拡大の陳情31件を否決。賛成の陳情1件は、賛成議員が一言も発することなく可決された。前知事からは「同意の範囲を一律に拡大して、原発についての理解や知識が薄いとすることで結論を出すことは賢明ではない」との発言もあり、その後も周辺自治体での抵抗は続けられている。他の原発でも再稼働する側の手続きは同様であり、水藤氏からは「この再稼働にデモクラシー、熟議が存在したか。地元同意とは何かを考えるきっかけにしてほしい」との問いかけがあった。

デイスカッション 尾内氏、水藤氏、杉田氏（司会）

最初に杉田氏の「放射能の問題は一つの自治体、国などの単位で決めることができなない。他方で国・自治体は再稼働のために自分の有利な単位を選択している」との指摘があり、尾内氏から「意思決定の範囲は、距離、科学的シミュレーションで決められるが、中程度の関心層の声を受け止め

ることも重要」との意見があった。また、科学・科学者が決められない領域では市民の熟議が必要であり、「議員や知事を選んだ市民は正しいが、原発については市民が判断できないというのは矛盾では」（杉田氏）、「自治体の避難計画は形だけで現実味のないものが多く、問題を一番よくわかつているのは住民」（水藤氏）、「科学、科学者が何でも答えられるということではなく、熟議を市民に預けることは大事である」（尾内氏）との議論がなされた。最後に、「宮台氏が「市民社会」という言葉で表した、従来のコミュニティではないが私たちがつながっているという意識をどのように持っているか」（杉田氏）については、「原発については、リスクと一緒に受け止める」（尾内氏）、「地域住民が喉元に問題をつきつけられたとき、どういう動きをするかを都市の人たちが見て、共感する」（水藤氏）との応答があった。

会のイベントで熟議をテーマとしたのは初めてであったが、それぞれの立場で原発問題の決定に関わってこられた登壇者の方々がたからは、「民意とは何か」についての深い議論をうかがえたと思う。「原発」国民投票関西では、4月から尾内氏も執筆された『脱原発の比較政治学』の著者を講師にリレー講座を企画しており、原発と民主主義との関係については今後も議論の深まりが期待できそうだ。（稲田素子）

# 活動の継続と拡がりめざして

## 拡大運営委員会



2016年10月22日、東京・神保町の東京堂ホールで当会拡大運営委員会が開催されました。昨年度の規約改正により、人事議案とあわせて総会を2年に一度とすることが可能になりました。総会と総会の間の一年は「拡大運営委員会」として誰でも参加ができる会議とイベントをセットにするのとされました。それを受け、今回は総会に代わる拡大運営委員会としてはじめて開催されたものです。

冒頭に議長として井奥雅樹副運営委員長が選任され、成立の確認が行われました。運営委員会は定数17名ですが、出席10名、欠席委任7名でした。拡大運営委員会ということで、議決権はありませんが会員8名、賛同人2名、オブザーバー的に参加された方が1名おられました。

その後、報告事項として(1)2015年度活動報告、(2)2015年度会計報告。さらに審議事項として(3)2016年度活動方針(案)、(4)2016年度予算(案)が提案され、予算案については一部修正のうえ、それぞれ全会一致で可決されました。

活動方針としては、次のことが提案、承認されました。

(1) 世論を盛り上げる周知活動を行う。

(2) 諮問型「原発」国民投票法の成立のため、過半数の国会議員の賛同を得るべく、働きかけを行う。

(3) 市民自治を高めるため、原発問題やその他の課題について、各自治体における住民投票の実施を支援する。具体的には、各地の住民投票運動と連携し、ノウハウの共有や人的交流などを図る。

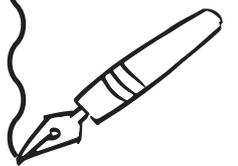
今回は質疑応答や意見という形式的な議事運営にとられず、オブザーバーも含めた参加者全員に発言してもらおう運営を行いました。「思ったよりこの会の参加者が少なかった。活動を工夫し、もっと幅を広げないといけない」「今こそ国民投票の理念をもう一まわり大きく広げるべきでは」といった熱い意見が交わされました。他にも「世論を盛り上げる周知活動の具体的なイメージは」といった問いかけもあり、鹿野運営委員長からは「2015年度の活動実績を踏まえ、「八幡浜市の住民投票への支援といった重点的な活動を行った」「各

地の活動も学習会などそれぞれの取り組みがあった」「それぞれの成功例を共有し、各地の自主的な活動を基礎としながら全国的には重点的な活動に取り組みたい」などの説明がおこなわれました。来年は総会となりますが、総会と隔年で開催される拡大運営委員会は総会より身近に一人一人が発言し、議論できることがメリットになりそうです。運営委員会としては、これらの意見は隔週で開催されるスカイプ会議の議論でも取り上げ、運営に反映するように努めたいと考えています。なお、承認された各議案の内容については、HPをご覧ください。また、本誌に議事録を同封しています。

(副運営委員長 井奥雅樹)



# 各地域からの活動状況レポート



## 神奈川

全ての法案が国民投票を前提として可決——スイス国民投票制度を学ぶ会を開催

2月26日横浜市野毛地区センターで学習会を開催。定期的に国民投票を実施するスイスの制度について詳しく学び、意見交換をするよい機会となりました。

2016年11月実施の国民投票では、福島原発事故を契機にして議論となった「既存原発の稼働期間を45年に限定することに」より2029年の脱原発を定める提案（みどりの党など野党が提案、政権は反対）が問われました。51%の反対多数で否決されましたが、政権が賛成しない意見でも国民投票に問うことができる制度があることはとても重要だと感じました。また、その独特の制度から議会が常に与党で構成されるスイスでは、国民投票が国政を補完する仕組みとして重要視されており、連邦議会は常に国民投票で国民の拒否権が発動される可能性を視野に入れながら立法を行う、ということが印象的でした。

興味のある方は、スイス公共放送協会国際部運営のサイト <http://www.swissinfo.ch>



スイス国民投票制度を学ぶ会（神奈川）



3.11さよなら原発 nagoya action（東海）

中の「直接民主制へ向かう——市民・参加力」をご参照ください。

（鳥海幸恵）

## 埼玉

県民投票直接請求運動の記録 発刊へ

「原発の是非を問う埼玉県民投票」直接請求のための署名運動（2014年12月～2015年1月実施）の記録集『民主主義を掘り起こす』が発刊しました。当会埼玉賛同人会が事務局となり支えた運動でしたが、法定署名数の約半数にとどまる結果となりました。しかしその後、貴重な経験を記録に残そうと有志が編集委員会を発足、2月に発刊を見ました。受任者や各地の取りまとめ役の人々の座談会と地域からの報告、期間中作成されたチラシや運動を報じた新聞記事などを網羅的に収録。事務局からも署名数未達の原因への考察が語られ、これから直接請求を通して民主主義を掘り起こそうとする人にとって、ヒントの詰まった1冊となっています。

購入は、野田まで。

（電話・090-7702-4939）

（向井絵里）

## 東海

東海の賛同人会では毎週土曜日に定期署名集めを行っています（寒い間は休止！）。

2月19日はリーフレット配りを東別院で行いました。「高浜原発40年廃炉名古屋訴訟」を支える市民の会の集会所前で配布。こうした催しに合わせたリーフレット配りは受け取りも超良好です。

さらに3月11日には、名古屋の繁華街・栄のテレビ塔下「もちの木広場」で開かれていた「3・11さよなら原発 nagoya action」会場入り口付近で署名活動を行いました。広場ではマルシエやバンド演奏などでにぎやかな様子でした。会場前を通り過ぎる人もよくリーフレットを受け取ってもらえました。東芝や、台湾・ベトナムのニュースの影響があるのでしょいか、若手世代の関心も高くなっているように感じました。署名をいただいた方から、「国民投票、賛成。だけれど、ムードで決まる危険もある。」というご意見がありました。国民投票は「熟議」が基本であること、お任せ民主主義のままよりも国民投票をやることはずっといいという話をしてみました。

（渡邊浩司）

都民投票の会 街頭アピール  
避難者支援訴え

3月11日、「原発」都民投票の会は、都民投票の常設署名場所だった渋谷ハチ公前で街頭アピールを行いました。都民投票を求める直接請求のための署名活動は2011年12月〜翌年2月に行われ、32万筆の署名を集めました(議会により請求は否決)。原発事故から6年を迎えたこの日、私も一人の会員として参加しました。今回は区域外避難者への住宅提供打ち切りについて訴える時間が、一番長かったと思います。「原発」国民投票の署名も集めました。地震発生時刻の午後2時46分には、1分間の黙とうを捧げました。

(鹿野隆行)



## ☆イベント告知☆

## 連続講座「原発からみる民主主義」

チエルノブイリや福島事故をうけてヨーロッパ各国はどのような選択をしたのか。私たちがいますべきこととはなんだろう。書籍『脱原発の比較政治学』執筆者の先生方をお迎えし、ヨーロッパ各国の事例について講演していただく連続講座を開催します。

## 4月23日・第1回「スウェーデン」

●日時：4月23日(日) 13:30開場/14時講演と質疑応答/16時終了予定

●場所：クレオ大阪西・研修室(JR大阪環状線/阪神なんば線・西九条駅・徒歩5分)

●料金：500円(資料代)

●申込み：フェイスブックイベントページへの参加/Eメール：mintkansai@gmail.com / 電話：090-4273-4591(大音)

●講師：渡辺博明(わたなべひろあき)

龍谷大学法学部教授(政治学)。著書に「スウェーデンの福祉制度改革と政治戦略」「ヨーロッパのデモクラシー」「紛争と和解の政治学」ほか。

●今後の予定

第2回 5月28日「ドイツ」講師：小野一  
場所：ソルトバレイ(芦原橋) / 第3回 6  
月25日「イタリア」講師：高橋進 / 第4回  
7月23日「フランス」講師：畑山敏夫

## 連続講座「原発からみる民主主義」

## 編集後記



米トランプ政権を筆頭に分断を求める政治が世界的にも横行する中、議論を尽くして判断するという国民投票の仕組みが重要な役割を果たします。(もちろん弊害もあるのですが)

原発再稼働を加速させようとする現状でこの会もさらに新しいステージへ。新企画の関西での各国原発政策を学習する連続講座も注目ください。(井奥)

我が子の将来を案じ、賠償金などほとんど受け取れない中で避難を決定し、無理解や差別的視線とたたかう6年であったらうと思えます。避難経路を立案しようとも取り返しつかない放射線災害の姿を、「自主」避難という現象に見ました。(鳥海)

みんなて決めよう「原発」国民投票 会報誌

**MINT No.8** ミント 第8号

2017年4月16日発行

発行：みんなて決めよう「原発」国民投票

〒211-0004 川崎市中原区新丸子東3-1100-12  
かわさき市民活動センター レターケース No.36

TEL: 070-5369-9707 (PHS)

FAX: 03-5539-4046

e-mail: info@kokumintohyo.com

web: www.kokumintohyo.com

上で紹介している連続講座のチラシ撒きを西九条でやったときのことです。「原発国民投票、ずっと頑張ってたんやね、良かったあ」と言ってくれた方がいました。嬉しいけれどちよつと複雑、かな(汗)。

関西チームは日曜日(4月16日)に、銀橋のたもとで恒例の「造幣局桜の通り抜け街宣」をやります。今年で4回目となりました。粘り強くやっつこうと思います。

(大音)